

## 参考法令

### ・川越市理容師法施行条例関係

理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）（抜粋）

第 11 条 理容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備、第 11 条の 4 第 1 項に規定する管理理容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

#### 2 略

第 12 条 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。

#### 一 ～ 三 略

#### 四 その他都道府県知事が条例で定める衛生上必要な措置

第 17 条 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定（第 3 条第 3 項及び第 11 条の 4 第 2 項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。

地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）（抜粋）

第 5 条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

#### 2 略

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抜粋）

（中核市の権能）

第 252 条の 22 政令で指定する人口 20 万以上の市（以下「中核市」という。）は、第 252 条の 19 第 1 項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

#### 2 略

理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号）（抜粋）

（開設の届出）

第 19 条 法第 11 条第 1 項の規定による理容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

一 ～ 七 略

八 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所（美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 2 条第 3 項に規定する美容所をいう。次号において同じ。）が開設されている場合は、当該美容所の名称

九 開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第 11 条第 1 項の届出がされている場合（前号の場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時に行う場合を含む。）は、当該美容所の開設予定年月日

2 ～ 4 略

川越市理容師法施行条例（平成 24 年条例第 55 号）（抜粋）

（理容所について講ずべき衛生上必要な措置）

第 3 条 法第 12 条第 4 号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

一 理容所は、隔壁等により外部及び他の施設と区画すること。

二 ～ 八 略

・川越市美容師法施行条例関係

美容師法（昭和 36 年法律 163 号）（抜粋）

（美容所の位置等の届出）

第 11 条 美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、第 12 条の 3 第 1 項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 略

（美容所について講ずべき措置）

第 13 条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 ～ 三 略

四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

（読替規定）

第 20 条 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定（第 4 条第 3 項及び第 12 条の 3 第 2 項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。

地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）（抜粋）

第 5 条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

2 略

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抜粋）

（中核市の権能）

第 252 条の 22 政令で指定する人口 20 万以上の市（以下「中核市」という。）は、第 252 条の 19 第 1 項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 略

美容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 7 号）（抜粋）

（開設の届出）

第 19 条 法第 11 条第 1 項の規定による美容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

一 ～ 七 （略）

八 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所（理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 1 条の 2 第 3 項に規定する理容所をいう。次号において同じ。）が開設されている場合は、当該理容所の名称

九 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第 11 条第 1 項の届出がされている場合（前号の場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日

2 ～ 4 略

川越市美容師法施行条例（平成 24 年条例第 56 号）（抜粋）

(美容所について講ずべき衛生上必要な措置)

第3条 法第13条第4号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 美容所は、隔壁等により外部及び他の施設と区画すること。
- 二 ～ 八 略